

小駅協発第1号
令和2年9月1日

小金井市駅周辺放置自転車
対策協議会委員 各位

小金井市駅周辺放置自転車対策協議会
会長 土屋 和子

令和2年度小金井市駅周辺放置自転車対策協議会の書面開催
について（通知）

日頃から、放置自転車対策にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協議会は、例年会議形式により開催してまいりましたが、現下の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、今年度につきましては、**書面会議**による方法により開催させていただきたいと存じます。

つきましては、議案及び関係資料を送付させていただきますので、ご多用中誠に恐縮ですが、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、いただいた回答書を集約後、議案の結果やご意見につきまして、別途ご報告させていただく予定です。

記

1 送付書類

- (1) 議題 第37回駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施要綱（案）
- (2) 資料
 - ア 過去8年間の撤去自転車等台数の推移
 - イ 放置禁止区域図
 - ウ 駅周辺放置自転車対策協議会委員名簿
 - エ 小金井市駅周辺放置自転車対策協議会規約

(3) 回答書

2 回答方法

別紙回答書を**令和2年9月14日までに、同封の返信用封筒にてご返送**くださいますようお願いいたします。

事務局

小金井市都市整備部交通対策課

担当者 林

電話 042-387-9850（直通）

議題

第37回駅前放置自転車グリーンキャンペーン実施要綱(案)

1 目的

市内の各駅周辺に放置された自転車等は、歩行者や緊急車両の通行阻害となるとともに、街の美観を損ねるなど社会問題となっている。そこで、放置自転車問題を広く市民に訴えるため、関係する諸機関が相互に協力して、駅前放置自転車グリーンキャンペーンを実施する。

2 活動の重点

(1) 広報活動

ア ポスターの掲示

参加団体及び金融機関、その他公共的施設等に掲示する。

イ 市報等媒体掲載

市報10月15日号、市ホームページ及び市ツイッターに掲載する。

ウ 広報車等によるPR

市職員により市内全域を対象に広報車でPRする。また、駅頭にグリーンキャンペーン広報のぼり旗を設置する。

(2) 駅前放置自転車等の撤去

3 統一標語

「放置ゼロ キレイな街で おもてなし」

4 期間

令和2年10月22日(木)から10月31日(土)までの10日間

5 主催

小金井市・小金井市駅周辺放置自転車対策協議会

実施要綱（案）の説明

1 目的

市内の各駅周辺には、年々減少はしてきたものの、依然自転車等が放置されています。また、都内全体では、約2.5万台の自転車等が駅周辺地域に放置されており、放置された自転車は、歩行者の通行の阻害やまちの美観を損ねるなど社会問題となっています。

そこで、放置自転車問題を広く市民に訴えるため、関係する諸機関が相互に協力して、「第37回駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施するものです。

2 活動の重点

クリーンキャンペーン期間中に実施する活動ですが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、毎年、委員の皆様のご協力をいただき実施している市内鉄道駅頭における呼びかけ、ポケットティッシュ及びチラシの配布は中止しますが、下記の項目は市で実施いたします。

(1) 広報活動

ア ポスター掲示について

市内学校及び金融機関等市内約30か所にポスターを配付します。また、小金井市コミュニティバス（ココバス）車内にも掲示します。

イ 市報等媒体掲載

市報10月15日号、市ホームページ及び市ツイッターに掲載します。

ウ 広報車等によるPR

市内全域を対象にクリーンキャンペーン広報文（要綱説明別紙参照）を放送しながら巡回します。

また、市内駅頭にクリーンキャンペーンの広報のぼり旗を設置します。

(2) 駅前放置自転車等の撤去

クリーンキャンペーン実施期間中は休日を含め、駅周辺の放置禁止区域を中心に放置自転車等に対し、警告札の貼付の上、撤去を行います。

3 統一標語

本統一標語は東京都で一般募集のうえ選定されたもので、平成29年度から使用しています。

4 期間

昨年度と同じ期間です。

5 主催

本市においては、駅周辺の放置自転車をなくし、安全で快適な街づくりを目指し、地域住民と関係機関及び市が一体となった駅周辺放置自転車対策協議会を組織して活動しています。

実施要綱（案）の説明別紙

クリーンキャンペーン広報案文

市民の皆さん

こちらは、小金井市役所及び駅周辺放置自転車対策協議会です。

「放置ゼロ キレイな街で おもてなし」

10月22日から31日までの10日間、都内全域で駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施しています。

自転車は手軽な交通手段として、利用者は増える一方で、放置自転車が後をたちません。

通勤、通学の朝1分は貴重な時間です。「わたしの1台なら…」と思う気持ちが自転車放置の始まりです。

あなたの自転車は、皆さんの迷惑になっていませんか！

放置自転車は、歩行者の通行妨害、緊急時の活動障害など市民生活に大きな影響を与えることとなります。

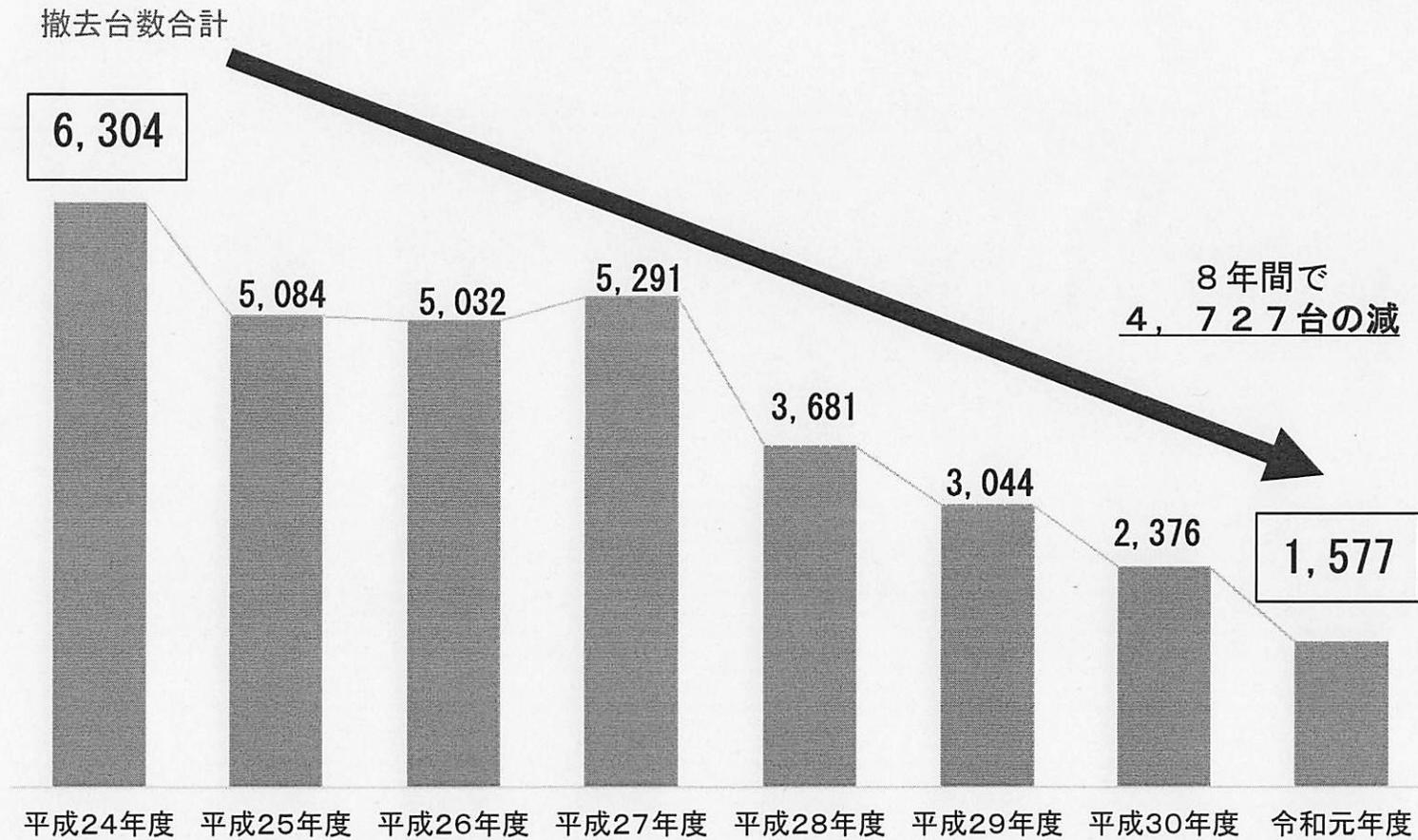
駅周辺の道路に、自転車等を放置しないでください。

駅から概ね500m以内は、自転車等の放置禁止区域になっています。この区域内に放置してある自転車等は、連日撤去をしています。

安全で明るい街づくりは、放置自転車ゼロから！

皆様のご協力をお願いいたします。

過去8年間の撤去自転車等台数の推移

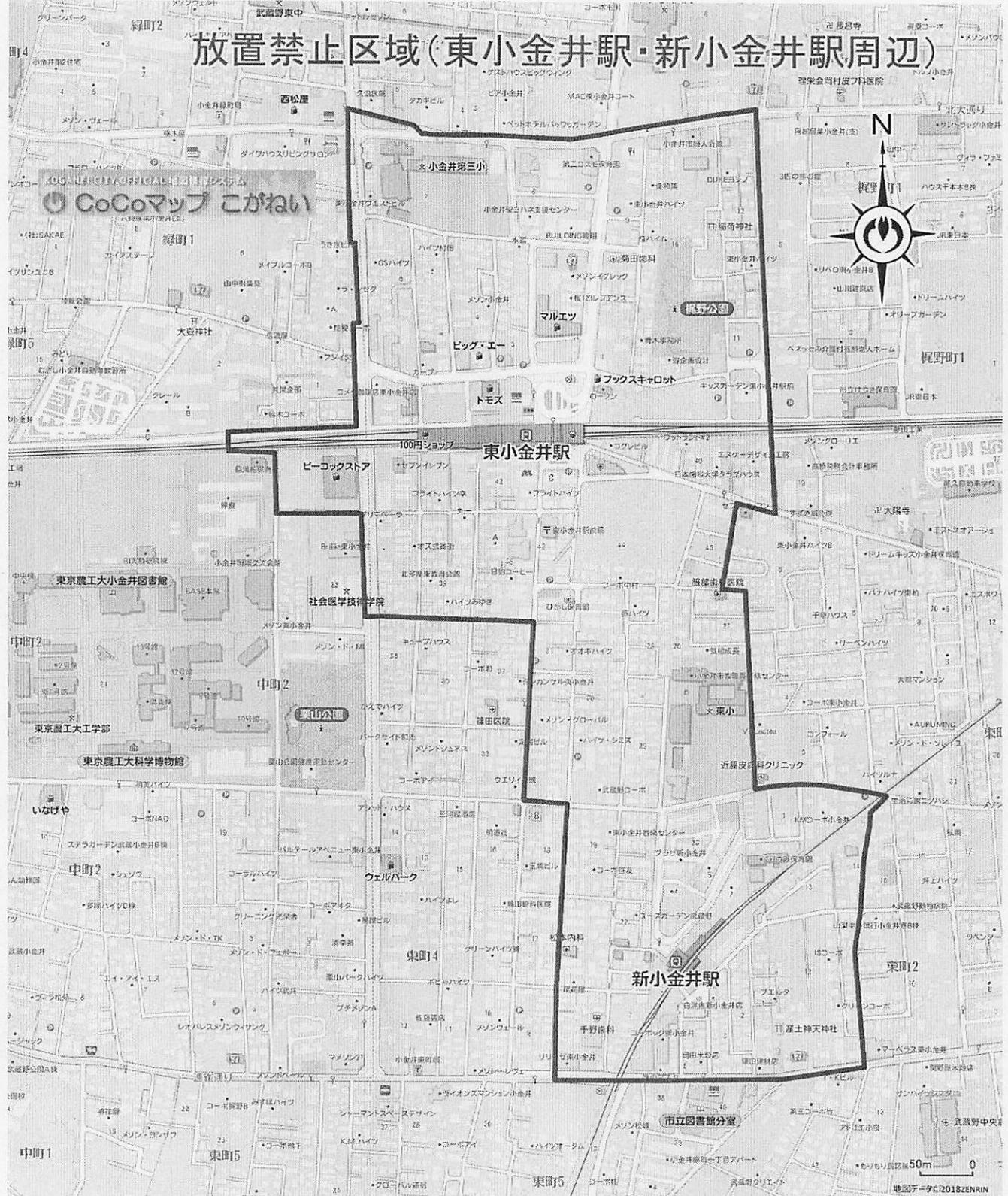


(単位：台)

放置禁止区域(武蔵小金井駅周辺)



放置禁止区域(東小金井駅・新小金井駅周辺)



駅周辺放置自転車対策協議会委員名簿

令和2年10月1日現在

	名 前	氏 名	備 考
1	会 長	土屋 和子	交通安全協会
2	副会長	斉藤 浩	小金井市中央商店街協同組合
3	〃	尾島 勉	武蔵小金井駅前商店会
4	〃	宮本 啓史	蛇の目通り商店会
5	理 事	渡邊 一弘	本町町内会連絡協議会
6	〃	宮井 敏晴	新小金井西口商店会
7	〃	今井 啓一郎	東小金井南口商店会
8	〃	中嶋 登	小金井市悠友クラブ連合会
9	〃	伊東 良介	小金井市ごみゼロ化推進会議
10	〃	信山 重広	武蔵小金井東小金井駅連絡協議会
11	委 員	沼澤 道仁	小金井警察署長
12	〃	大橋 一朗	小金井消防署長
13	〃	植木 修	東京都北多摩南部建設事務所・管理課長
14	〃	浅野 康弘	武蔵小金井駅長
15	〃	伊藤 武司	東小金井駅長
16	〃	鯨井 宏之	新小金井駅長(西武鉄道(株)多摩川線管理所長)
17	〃	藤澤 弘	小金井市商工会
18	〃	広瀬 まき	小金井青年会議所
19	〃	宮本 直也	西武バス(株)滝山営業所長
20	〃	川又 英行	農工大通り振興会
21	〃	吉田 勇夫	貫井坂下自治会連合会
22	〃	星野 晃一	新小金井商店会
23	〃	中川 洋	小金井市商業振興会
24	〃	渡邊 大輔	京王バス(株)府中営業所

※ 任期は、令和3年10月20日まで

小金井市駅周辺放置自転車対策協議会規約

(目的)

第1条 小金井市駅周辺放置自転車対策協議会（以下「協議会」という。）は、駅周辺の放置自転車を無くし、安全で快適な街づくりを目指し、地域の住民団体及び関係機関が一体となって、放置自転車のない小金井市を実現することを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 放置自転車を無くすための周知活動
- ② 市の実施する放置自転車対策活動への積極的な協力
- ③ その他特に必要とする事業

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体の代表者を委員として組織する。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- ① 会長 1人
- ② 副会長 5人以内
- ③ 理事 7人以内

(役員を選出)

第5条 会長は総会において選出し、副会長及び理事は会長が選任する。

(役員職務)

第6条 会長は協議会を代表し、会の事務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときは、会長があらかじめ指名する副会長が、その職務を代行する。
- 3 理事は事業の推進について協議する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて会長が招集し、議長は

会長をもってこれに当たる。

2 総会は委員で構成する。

3 役員会は会長、副会長及び理事で構成する。

4 総会は委員の過半数の出席によるものとし、その議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。また、役員会も同様とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、小金井市都市整備部交通対策課に置く。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会にはかって定める。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和58年10月18日から施行する。

(経過措置)

2 小金井市駅周辺自転車問題対策協議会規約（以下「旧規約」という。）により選出された役員は、小金井市駅周辺放置自転車対策協議会規約により、選出したものとみなし、その任期は旧規約により選出された日から起算する。

付 則

この規約は、昭和63年7月15日から施行する。

付 則

この規約は、平成11年8月16日から施行する。

付 則

この規約は、平成13年8月31日から施行し、改正後の第9条の規定は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この規約は、平成18年10月11日から施行し、この規約による改正後の小金井市駅周辺放置自転車対策協議会規約の規定は、平成18年10月1日から適用する。

付 則

この規約は、平成19年10月1日から施行し、改正後の小金井市駅周辺放置自転車対策協議会規約の規定は、平成19年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

小金井警察署・小金井消防署・東京都北多摩南部建設事務所・武蔵小金井駅・東小金井駅・新小金井駅・小金井市商工会・小金井警察署管内交通安全協会・小金井市ごみゼロ化推進会議・小金井市悠々クラブ連合会・駅構内営業者連絡協議会・小金井青年会議所・京王バス中央（株）・西武バス（株）・武蔵小金井駅前商店会・東小金井南口商店会・中央商店街協同組合・農工大通り振興会・蛇の目通り商店会・新小金井商店会・新小金井西口商店会・小金井市商業振興会・東町連合会・梶野町会・緑町連合会・本町連絡協議会・桜町自治会・貫井坂下自治会連合会

返送先 小金井市駅周辺放置自転車対策協議会事務局
小金井市交通対策課 担当林
電話 042-387-9850

回 答 書

第37回 駅前放置自転車クリーンキャンペーンに係る、令和2年9月1日付け、小駅協発第1号により示された議案について、以下のとおり回答します。

年 月 日

小金井市駅周辺放置自転車対策協議会委員

氏 名 _____

議案 第37回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施要綱（案）

承認します

承認しません

【理由・ご意見等】